

2013年度野洲市予算に関する要望書

野洲市長
山 仲 善 彰 様

2012年12月17日

日本共産党野洲市議会議員団

団 長 小 菅 六 雄
野 並 享 子
太 田 健 一

日頃、市民福祉の向上にご尽力されていますことに敬意を表します。

12月16日執行の衆議院議員選挙では、自民・公明両党で320議席を獲得し、自公政権が復活することになりました。しかし、この結果は、3年4か月の民主党政権の国民の怒りがもたらしたものであり、自民党への国民的期待が広がった結果とはいえません。

なによりも、自民・公明両党は、いま国民が、大不況のもとでの消費税増税がなにをもたらすのか、原発問題をどう解決していくのか、TPP問題や米軍基地問題、領土紛争など外交の諸案件をどう解決していくのかなど、緊急にその解決を求める多くの問題に対し、明確な解決策を示していません。その一方で、憲法改定を公然と掲げる政権が生まれることは危険な動きと言わなければなりません。

どの問題についても、その帰趨をきめるのは国民自身であります。日本共産党は衆院選で示した改革のビジョン(公約)の実現へ国民のみなさんと共同を広げ全力をそそぐ決意です。

長引く不況の中、市民生活は一層苦しさを余儀なくされています。このような時、いま必要なことは、大震災の復興と原発事故の収束、デフレ経済脱却など、国民の命と暮らしを守る政治であります。野洲市政が、緊急の課題として、消費税増税ストップ、原発からの撤退、TPP参加反対の立場に立たれ、市民の暮らしと平和を守る市政の推進されることが緊要であります。よって、2013年度の野洲市予算編成にあたり、市民のみなさんから寄せられました、以下の事項を反映されるよう要望します。

行財政

1. 平成25年度は集中改革プランを見直す時であり、市民負担増とサービス切り下げた施策の復活をされること。
2. 総合計画の見直しがされた。今後のまちづくりは、均衡ある土地利用及び大企業に頼る行財政運営から地域産業の振興を基本に進められること。

防 災

1. 即原発ゼロ、自然エネルギーへの転換を国に求められること。
2. 本市は福井原発群から約60kmであり、ひとたび事故が起これば深刻な事態となる。原子炉の地下や周辺に活断層がある原子炉は廃炉にしていくこと。とりわけ、活断層の疑いがある大飯原発は直ちに運転停止することや、老朽化原発の廃炉、新規建設中止、もんじゅ廃止などを国に求められること。
3. 市防災計画の抜本的な見直しを行い、原発事故を想定したものにされること。また、避難体制や防災用機材、食料備蓄を見直し、拡充されること。
4. 消防団及び自主防災組織への支援を強化されること。
5. 市町村消防の広域化に反対されること。
6. 幼稚園及び保育園の耐震化を早期に行うこと。

医療・福祉

1. 野洲病院は本市にとって地域医療の中核をなす医療機関である。現在、野洲病院のあり方が検討されているが、市民の健康を守る地域医療機関を基本とされること。去る12月10日、「新病院を整備する。場所は野洲駅前市有地とする」という方針が出された。新病院を整備することについて歓迎すると同時に、市民への説明を積極的にされること。
2. 介護保険

特別養護老人ホームの待機者は増加の一途である。公的保険制度でありながら必要なサービスを受けられない事態の打開へ、特別養護老人ホームの整備を推進されること。またショートステイの増床を図られること。

2012年度からの制度見直しが行われ、その内容は、軽度者の自己負担引き上げ、生活支援サービスの縮小、高所得者の自己負担引き上げ、ケアプラン作成の自己負担導入などである。それだけでなく重い負担を課することは、保険料支払い困難や介護サービス抑制につながりかねない。よって、このようなサービス低下になったものについては国に改善を申し入れされること。

3. 国民健康保険

国民健康保険を広域化しても根本的な運営打開や改善につながらない。自治体の独自施策の廃止や国保税の引き上げになるだけでなく、きめ細かな運営や相談活動も困難になる。このような広域化は進められないこと。また、国に国庫負担の増額を求められること。

高い国保税により支払い能力を超えており滞納世帯が増加している。誰もが払える国保税へ、一般会計からの繰り入れを増やすなどして、一世帯一万円の引き下げをされること。また市独自の減免制度を拡充されること。

資格証明書や短期保険証の機械的な発行をやめること。市民に親切な納税相談を実施されること。

国民健康保険法第44条に基づく医療費減免制度を周知されること。市内の開業医や病院での無料低額診療制度の実施を推進されること。

4. 子育て支援

8月10日に子ども・子育て関連3法が消費税増税法案と併せ、可決・成立されたが、「子ども・子育て新システム」は国と自治体の保育に対する責任を後退させ、営利企業にゆだねるものであり、保育条件の改善もできません。財源は消費税の増税を基本にしています。よって、成立した法律は白紙に戻し、内容を再検討する必要があります。国に意見をあげられること。

子ども・子育て支援法に基づき、野洲市の「子ども園」の保育料を「時間単価」を検討されている。この保育料設定では低所得者層及び長時間保育を必要とする世帯の排除につながりかねず、実施されないこと。

保育園を充実し、幼稚園での預かり保育はやめられること。

病児・病後児保育所を設置されること。全保育所に看護師を配置されること。

5. 医療・保健・在宅福祉

後期高齢者医療保険制度は、年齢による差別や保険証の取り上げと、天井知ら

ずに上がる保険料など多くの問題を抱えており廃止を国に要望されること。
中学校卒業までの通院医療費無料化をされること。同制度は国の施策として実施するよう強く要望されるとともに、福祉医療を理由とした国庫負担の減額(ペナルティ)を行わないよう求められること。
緊急通報システムの所得制限を拡大し、二人暮らしや昼間高齢者だけになるかたも利用できるようにされること。
福祉タクシーチケットの初乗り運賃制度は、公共施設や病院に近い居住者と、遠い居住者とは不公平になるため、改善されること。
妊婦検診の完全無料化をされること。
子宮頸がんワクチン接種は完全無料化をされること。
就学時検診の必要性を周知され、受診率を引き上げられること。

6. 生活保護

生活保護基準の引き下げに反対されることと、国の負担を増やすことを要望されること。
生活保護の「有期制」の導入には反対されること。また、母子加算は復活したが高齢者加算なども復活するよう国に要望されること。
親身な相談に徹し、相談窓口で、すべて受付を行い、申請用紙を渡されること。
深刻な不況や雇用のもと生活保護行政のあり方が問われている。これまで国が進めてきた「行き過ぎた適正化」を是正されること。
生活保護行政における専門性と継続性から、ケースワーカーの増員、とりわけ、職員の研修体制の強化を図ること。

教育

1. 深刻ないじめ問題に対して、子どもの命と人権を守る立場から学校及び教育委員会が一体となり取り組まれること。

いじめをなくすことは難しいが、子ども達に「いじめられない権利」「楽しく学ぶ権利」があることを分かり易く徹底することが必要である。また、地域や家庭でもこれらのことを徹底するために「子どもの権利条約」のパンフレットなどを作成して普及されること。

いじめ問題で教師がいじめを発見できないなどの背景に教師の多忙化があることが指摘されている。教師の力量を高める支援を行うとともに、少人数学級の推進や複数担任の促進、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など教育条件の整備を図ること。

いじめを発見した場合に校内・校外を問わずいじめられている子ども・いじめを発見した子どもが安心して相談できる体制を整備することが必要である。また、それを克服する取り組みは何よりも子どもたちを主役にして解決に導く指導が必要である。そのために、学校行事を大切にしたり取り組みなどを適切に位置づけること。

2. 文部科学省が35人学級推進の方針を明らかにし、段階的に取り組むことにした。この制度を活かしながら、本市でも30人学級の取り組みを積極的に推進されること。
3. 幼稚園の学級規模は30人とされること。子どもの適切な保育条件へ、3歳児は20人学級とされること。
4. 不況下の中、仕事減や収入減により暮らしは大変である。現在の就学援助基準は実態に合っておらず、これを生活保護基準の1.5倍にされること。
5. 給食について
給食材料に外国産を使用しないこと。地産地消を追求し、地元農産物の利用を増やされること。
魚・野菜などの残留放射能の測定をし、体内被曝を防止すること。
中学校における給食は、最後まで食べられるように、給食時間を確保されること。

まちづくり

1. アサヒビールからの買い取り土地を含む野洲駅前周辺整備については、文化・歴史・伝統を継承し、市民が願う安全・安心・便利のまちづくりを進められること。
2. 景観条例が制定され、本年12月20日景観計画が施行されたが、さらなる重点地域の設定を進められること。
3. 若者が住み続け定着するまちへ、新婚夫婦の新築への固定資産税減免制度や家賃補助制度を実施されること。
4. 循環バスについては、増便及びこれまで運行されていなかった自治会への乗り入

れなど一定改善され、更にコースの増加をされるなど改善がされたが、引き続き、早朝及び日曜日運行や、利便性を高めるために運行本数の増加をされること。ワゴン車の更新がある場合、マイクロバスにし、車いすで乗車ができる装備にされること。

5. 本市でも高齢化及び周辺部での公共交通機関であるバス路線の廃止や減便が進む中、「買い物弱者」が増加している。よって、市内で営業する商業施設に対して「買い物宅配制度」の実施を市としても要望されること。
6. 同和行政は終結されること。個人・団体への特別対策(施策)は廃止されるとともに、必要なものについては一般行政の中で全市民を対象とされること。人権啓発事業などについては、市民の自主的なものをのぞいては廃止されること。部落解放同盟に報告するような、「落書きマニュアル」はやめて、市が主体性を持って解決すること。
7. 大津湖南都市計画道路は本市にとっても重要な幹線道路となる。早期の整備へ、国県に働きかけること。
8. 都市計画道路北口線については、住民との協議を図ること。
9. エコハウス補助金は断熱化が条件とされているが、太陽光発電や効果率給湯器単独でも活用できる制度とされること。
10. 新クリンセンターにおける資源ごみの回収で、リユース、リサイクルの観点から、プラスチックは分別収集を継続されること。
11. 環境問題に取り組む市民団体へ積極的な支援をされること。
12. JR柿の木踏切及び新踏切は通学路でもあり、踏切の拡幅と歩道設置をされること。

産 業

1. 引き続き、不安定雇用のもと、市内大企業に対して安定雇用の確保を申し入れされること。

2. 市経済の中心をなす市内中小企業の理念と施策を明らかにした「野洲市中小企業振興条例」を制定されること。地域経済に大きな効果をもたらす「住宅リフォーム補助制度」「小規模改善工事登録者制度」を創設されること。
3. 工業振興助成制度について、資本金10億円以上の企業についてはこれを廃止されること。
4. 政府が進めようとしている環太平洋経済連携協定(TPP)は野洲市農業に壊滅的打撃を受ける。さらに、関連産業を始め雇用や地域経済にも深刻な影響を与える。よって、政府に参加協議・協定締結をやめることを申し入れされること。
5. 野洲市農業の振興へ、本市農業の理念と施策を明らかにした「野洲市農業振興条例」を制定されること。なお、現在、策定が進められている農業振興計画は実行性あるものするために、計画の推進を図る委員会を設置されること。

平和

平和都市宣言にふさわしく、平和行政と教育を推進されること。
平和都市宣言を具現化するイベントの開催や憲法学習をされること。